

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第2（第20条関係）					別表第2（第20条関係）				
略					略				
負債勘定					負債勘定				
款	項	目	節	（科目区分の説明）	款	項	目	節	（科目区分の説明）
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
工業用水道事業流動負債	引当金	略		略	工業用水道事業流動負債	引当金	略		略
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金			賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
							<u>期末手当引当金</u>		<u>期末手当分の賞与引当金</u>
							<u>勤勉手当引当金</u>		<u>勤勉手当分の賞与引当金</u>
							<u>法定福利費引当金</u>		<u>法定福利費分の賞与引当金</u>
		修繕引当		企業の所有する設備			修繕引当		企業の所有する設備

改正前					改正後				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		金		等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金			金		等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金

附 則

この規程は、公布の日から施行する。